

事前申請方式のお知らせ

神奈川区

～ 詳細は裏面を参照 ～

令和7年4月初旬の固定資産評価証明書等の申請は、本年3月10日から受付ます。

例年、年度当初は固定資産評価証明書等の申請が集中するため、待合スペースが混雑するとともに当日中の交付が難しい状況となっています。

そこで、令和7年4月初旬（4月1日～4月3日）の固定資産評価証明書等の申請については、3月10日から事前に受け付ける方式とさせていただきます（事前申請方式）。

なお、証明書の交付については令和7年4月1日から、順次作成し、交付します。

ご理解とご協力をお願いいたします。

（お問合せ先）

神奈川区税務課土地担当（窓口番号 323 番）

電話 045-411-7051

事前申請方式の詳細

● 対象の証明

令和7年度の固定資産課税台帳登録事項証明書（評価証明書、公課証明書、価格証明書）、土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書などの固定資産に関する証明書

※土地・家屋総合名寄帳及び過年度の証明書、家屋の非課税証明書については、神奈川区の固定資産に関する証明書のみの交付となります。

● 対象の期間

令和7年4月1日（火）～3日（木）の申請分

※原則として、対象期間中は事前申請の証明交付を優先します。

● 申請書の受付期間

3月10日（月）から4月3日（木）まで

● 申請方法

窓口又は郵送にて受け付けます。

※申請時に必要な添付書類（委任状、媒介契約書など）をご用意ください。

◇【**窓口の場合**】・・・件数が多い場合にご活用ください。

神奈川区役所税務課土地担当（窓口番号323番）で申請してください。

◇【**郵送の場合**】・・・件数が少ない場合にご活用ください。

※郵送での申請の場合は、神奈川区の固定資産の証明書のみの交付となります。

「申請書」、「郵便局発行の定額小為替または普通為替（手数料相当分・残りの有効期間が3週間以上あるもの）」、「必要な添付書類（委任状、媒介契約書など）」、「切手を貼った返信用封筒」を送付してください。

≪郵送での宛先≫【**令和7年度証明申請書在中**】と記載してください。

〒221-0824

横浜市神奈川区広台太田町3-8 神奈川区役所 税務課土地担当あて

● 交付時期と方法

令和7年4月1日（火）から、順次、証明書を作成します。出来次第、申請された方法（窓口又は郵送）で交付します。

◇【**窓口での交付**】

4月1日以降、証明書が出来次第、電話でご連絡します。連絡日以降に番号札を持ってご来庁ください。窓口にて交付します。その際、手数料をお支払いください。

◇【**郵送での交付**】

4月1日以降、ご用意していただいた返信用封筒にて郵送いたします。

● その他

- ・必要な証明書の「年度」を確認してください。（例：令和7年度など）
- ・窓口の混雑や申請件数等の状況によっては、対象の期間内でも当日中に交付することがあります。
- ・事前申請方式は、神奈川区、西区で実施する予定です。